

男鹿市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男鹿市が発注する建設工事等に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（地方自治法施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき最低制限価格制度を適用する場合における事務の取扱いに必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 この要綱の規定は、男鹿市建設工事低入札制度実施要綱に基づく低入札価格調査制度の適用対象工事以外の建設工事等に適用するものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 市長は、前条の適用対象工事等について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、最低制限価格を定めるものとする。

2 最低制限価格の算定は、低入札調査制度実施要綱に定める調査基準価格の算定と同様とする。

(入札参加者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、最低制限価格制度を適用があることを周知する旨を入札公告に記載するとともに、次のことを周知するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格で入札した者は、失格となること。
- (3) 落札者となるべき者がいないときは、再入札を行うこと。
- (4) その他必要な事項

(落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、入札執行者は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再入札の手続きを行うものとする。この場合、原則として、先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることはできないものとする。

(補足)

第10条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月25日以降に入札公告を行う工事に適用する。